

## 不利益処分

処分名	施業実施協定の認可取消し
根拠法令	森林法第10条の11の8第1項
所管課	農林水産課

### 1 処分の内容

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の11第1項、第2項又は第10条の11の5第1項の認可の取消し

### 2 処分の要件

協定の内容が法第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

具体的には、次のような場合が該当する。

- (1) 林所有者等の全員の合意形成に不備のあったことが認可後において明らかとなった場合
- (2) 災害時の理由により協定の目的となる森林の現況が協定の締結時と著しく異なった等により協定に係る森林施業の実施又は施設の位置が不可能となった場合
- (3) 協定の有効期限が相当程度経過しても協定の目的が達成されず、かつ、将来わたってもその達成が見込めない場合